

改正後	改正前
<p>(酒税法の一部改正)</p> <p>第一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(免許の要件)</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができる。</p> <p>一 免許の申請者が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。)、第十二条第五号若しくは第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消されたことがある者又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(許可の取消し等)(これらの規定を同法第二十条(準用)、第二十五条(準用)及び第三十条(準用)において準用する場合を含む。)(の規定により許可を取り消されたことがある者である場合</p> <p>二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)(である法人が第十二条第一号、第二号若しくは第五号若しくは第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消された場合(第十二条第一号の規定により免許を取り消された場合</p>	<p>(免許の要件)</p> <p>第十条 (同上)</p> <p>一 免許の申請者が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。)、第十二条第五号若しくは第十四条第一号から第三号までの規定により免許を取り消されたことがある者又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(許可の取消し等)(これらの規定を同法第二十条(準用)、第二十五条(準用)及び第三十条(準用)において準用する場合を含む。)(の規定により許可を取り消されたことがある者である場合</p> <p>二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)(である法人が第十二条第一号、第二号若しくは第五号若しくは第十四条第一号から第三号までの規定により免許を取り消された場合(第十二条第一号の規定により免許を取り消された場合</p>

については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。()又はアルコール事業法第三条第一項(製造の許可)、第十六条第一項(輸入の許可)、第二十一条第一項(販売の許可)若しくは第二十六条第一項(使用の許可)の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)(の規定により許可を取り消された場合(同法第十二条第二号)同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)(の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が同法第五条第一号(欠格条項)(同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)(に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)(において、それぞれ、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが免許を申請した場合

三 免許の申請者が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人(酒類の製造又は販売に係る営業に關し代理権を有するものに限る。)(が前二号又は第七号から第八号までに規定する者である場合

については当該法人が第七号に規定する者に、第十四条第二号の規定により免許を取り消された場合については当該法人が第七号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。()又はアルコール事業法第三条第一項(製造の許可)、第十六条第一項(輸入の許可)、第二十一条第一項(販売の許可)若しくは第二十六条第一項(使用の許可)の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)(の規定により許可を取り消された場合(同法第十二条第二号)同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)(の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が同法第五条第一号(欠格条項)(同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)(に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)(において、それぞれ、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消し処分を受けた日から三年を経過するまでのものが免許を申請した場合

三 免許の申請者が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人(酒類の製造又は販売に係る営業に關し代理権を有するものに限る。)(が前二号、第七号又は第八号に規定する者である場合

<p>四 免許の申請者又は前号に規定する法定代理人が法人であつて、その役員のうち第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者がある場合</p> <p>五 免許の申請者が第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者を免許申請に係る製造場又は販売場に係る支配人としよつとする場合</p> <p>六・七 (省略)</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十二号)の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十九条第三項第四号(同法第二十二條第五号)禁止行為(酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二條第三項)深夜における飲食店営業の規制等(において準用する場合を含む。)(に係る部分に限る。以下同じ。)(第九号)同法第二十八條第十一項第四号(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)(酒類の提供に係る部分に限る。)(に係る部分に限る。以下同じ。)(若しくは第十二号)同法第三十一条の十三第二項第五号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)(酒類の提供に係る部分に限る。)(に係る部分に限る。以下同じ。)(若しくは第五十条)同法第四十九条第三項第四号、第九号又は第十二号に係る部分に限る。(の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)(により、又は刑法(明治四十</p>	<p>四 免許の申請者又は前号に規定する法定代理人が法人であつて、その役員のうち第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者がある場合</p> <p>五 免許の申請者が第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者を免許申請に係る製造場又は販売場に係る支配人としよつとする場合</p> <p>六・七 (同上)</p>
---	---

年法律第四十五号) 第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合
八〇十二 (省略)

(酒類の製造免許の取消し)

第十二条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 (省略)

二 第十条第三号から第五号まで若しくは第七号から第八号までに規定する者に該当することとなつた場合又は酒税に係る滞納処分を受けた場合

三 (省略)

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。ただし、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 (省略)

八〇十二 (同上)

(酒類の製造免許の取消)

第十二条 酒類製造者が左の各号の一に該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 (同上)

二 第十条第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に規定する者に該当することとなつた場合又は酒税に係る滞納処分を受けた場合

三 (同上)

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。但し、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 (同上)

<p>(酒類の販売業免許の取消し)</p> <p>第十四条 酒類販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者に該当することとなった場合</p> <p>三 一年以上引き続き酒類の販売業をしない場合</p>	<p>(酒類の販売業免許の取消し)</p> <p>第十四条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 第十条第三号から第五号まで、第七号又は第八号に規定する者に該当することとなった場合</p> <p>三 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の規定により罰金の刑に処せられた場合</p> <p>四 (同上)</p>
--	---

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 酒類業組合

第一節 総則(第二条 第八条)

第二節 組合員(第九条 第十三条)

第三節 設立(第十四条 第二十一条)

第四節 管理(第二十三条 第四十一条)

第五節 事業(第四十二条 第五十二条)

第六節 解散及び清算(第五十三条 第五十八条)

第七節 登記(第五十九条 第七十八条)

第三章 連合会及び中央会(第七十九条 第八十二条の二)

第四章 酒税保全措置(第八十四条 第八十六条の九)

第五章 監督(第八十七条 第九十一条)

第六章 雑則(第九十二条 第九十五条)

第七章 罰則(第九十六条 第一百条)

附則

目次

第一章 (同上)

第二章 (同上)

第一節 (同上)

第二節 (同上)

第三節 (同上)

第四節 (同上)

第五節 (同上)

第六節 (同上)

第七節 (同上)

第三章 (同上)

第四章 酒税保全措置(第八十四条 第八十六条の八)

第五章 (同上)

第六章 (同上)

第七章 (同上)

附則

(酒類の表示に関する命令)

第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、その遵守しなかつた表示の基準が、同条第三項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの(以下「重要基準」といふ。)に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。

(国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

(酒類販売管理者)

第八十六条の九 酒類小売業者(酒類製造業者又は酒類卸売業者であつて酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者を含む。以下この条において同じ。)は、販売場(以下、財務省令で定めるものをいふ)において酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者者を選任し、その者又は当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の

(酒類の表示に関する命令)

第八十六条の七 財務大臣は、前条第一項の規定により表示の基準を定めた事項のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があると認められる事項につき、酒類製造業者又は酒類販売業者に対し、財務省令をもつて、表示の基準を遵守すべきことを命令することができる。

(国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行わせなければならない。

2| 酒類小売業者は、酒類販売管理者に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を酒類販売管理者に選任することができない。

一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合

二 酒税法第十条第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者に該当する場合

3| 酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う第一項の助言を尊重しなければならないが、当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者は、酒類販売管理者が行う同項の指導に従わなければならない。

4| 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、財務省令で定めるところにより、一週間以内に、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

5| 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、二月以内に、財務省令で定めるところにより、当該酒類販売管理者に、酒類の販売業務に関する法令に係る研修（小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定めるところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができる）と認め、指定したものが

四十六条第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）第八十六条の九第四項又は第八十七条の規定による届出を怠つたとき。

十三了十六（省略）

十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

十八（省略）

十六条第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）又は第八十七条の規定による届出を怠つたとき。

十三了十六（同上）

十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

十八（同上）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年九月一日から施行する。

(免許の要件に係る経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)(第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請をした者の当該申請に係る免許の要件については、なお従前の例による。

(免許の取消しに係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧酒税法第七条第一項、第八条若しくは第九条第一項の免許を受けている者又はこの法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)(第七条第一項、第八条若しくは第九条第一項の免許を受けた者に対する新酒税法第十二条、第十三条又は第十四条の規定による免許の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由に~~ついては、~~なお従前の例による。

(酒類販売管理者の選任に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧酒税法第七条第一項又は第九条第一項の免許を受けている酒類小売業者(第二条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)以下「新組合法」といふ。(第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者をいう。次条において同じ。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)から一月以内に、酒類販売管理者を選任しなければならぬ。

(酒類の販売管理研修に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧酒税法第七条第一項又は第九条第一項の免許を受けている酒類小売業者は、施行日以後最初に選任した酒類販売管理者については、新組合法第八十六条の九第五項の規定にかかわらず、施行日から一年以内に、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けさせるよう努めなければならぬ。

2 | この法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に新酒税法第七条第一項又は第九条第一項の免許を受けた酒類小売業者は、当該免許を受けた日以後最初に選任した酒類販売管理者については、新組合法第八十六条の九第五項の規定にかかわらず、酒類販売管理者を選任した日から六月以内に、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けさせるよう努めなければならぬ。

(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。